

番号：19a00639

国名：ボスニア・ヘルツェゴビナ国

担当部署：社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第2チーム

案件名：サラエボ県モビリティ強化と大気汚染軽減のための公共都市交通開発策定プロジェクト  
詳細計画策定調査（公共交通政策）

#### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：公共交通政策
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

#### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月中旬から2020年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.4M/M、合計 0.85M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間  
4日 12日 5日

#### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年12月4日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも  
提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については以下をご覧ください。  
JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報/結果>  
コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独  
型）公示にかかる競争手続き）  
([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いた  
いても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 選定結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出  
者の契約交渉順位を決定し、2019年12月25日（水）までに個別に通知します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	公共交通計画に係る各種調査
対象国／類似地域	ボスニア・ヘルツェゴビナ国/全世界
語学の種類	英語（語学は認定書（写）を添付してください）

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種： 特になし

## 6. 業務の背景

サラエボ県中心部はボスニア・ヘルツェゴビナ国（以下ボスニア）最大の都市であり（人口約44万人）、周囲を山に囲まれた盆地である。サラエボ中心部は周囲を丘陵に囲まれた地形から大気汚染が発生しやすい環境で、世界でも有数の大気汚染発生地域となっており、その改善は喫緊の課題となっている。大きな排出源は「家庭」「産業」「交通」によるとされていることから、「交通」分野からの排出削減の取り組みが必須となっている。

また、交通そのものの課題に関しても、近年は自家用車利用が増加しており交通渋滞の原因となっている他、サラエボの公共交通インフラは旧ユーゴスラビア連邦時代のものを多く引き継いでいるものの（路面電車、トロリーバスなど）、近年の経済停滞や公共交通公社の経営難等に起因してインフラの更新が進んでおらず、サービスレベルが低下している。こうした背景から、サラエボ県の2020年までの開発計画においては公共交通改善が目標の一つに掲げられている。

JICAはボスニア国政府の要請を受け、公共交通に重点を置いたサラエボ県の交通戦略策定を目指し、現状・課題を分析することを目的とした基礎情報収集調査を2019年3月から実施している。さらに本詳細計画策定調査は、その基礎情報収集調査の結果を踏まえつつ、サラエボ県の公共交通戦略を策定し、その実施を図ることにより、大気汚染軽減に寄与することを目的とするというプロジェクトの実施体制及び基本計画を策定するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本詳細計画策定調査では、プロジェクトの実施体制及び基本計画に関する文書（PO等）の作成を行い、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）として合意することを目的とする。本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組みと手続きを十分把握のうえ、ボスニア国サラエボ県における都市計画体系・組織制度、都市交通及び公共交通に関連する資料、情報を収集、分析の上、ボスニア国側関係機関との協議及び現地調査等を行い、公共交通政策・計画に係る課題を整理・把握し、プロジェクトの実施体制及び基本計画を検討した上で、詳細計画策定調査報告書

（案）の担当分野の作成を行い、全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2020年1月中旬）

1) サラエボ県の都市計画、交通計画等の担当分野に係る関連既存資料・情報を収集し、以下の項目を把握・整理する。その際、先行する基礎情報収集調査等の結果を十分に踏まえつつ効率的に情報を収集・分析すること。

(ア) サラエボ県及び各地区の人口、面積、土地利用状況（行政範囲図含む）、GDP、産業構造等の概況把握のためのベースラインデータ

(イ) サラエボ県の都市交通はじめ公共交通の現状と課題

(ウ) 公共交通運営に係る法制度・既存計画及び関連組織（本プロジェクトの主なC/Pであるサラエボ県交通省、公共交通公社（GRAS）はじめ民間交通事業者（Centrotrans）、都市計画研究所（ZPRS）、市自治体等）の基本情報及び役割

(エ) 担当分野に係る他ドナー（GIZ、DFID、EBRD等）の協力状況（内容、規模、スケジュール、成果）

2) 担当分野に係る本詳細計画策定調査の調査計画・方針案、プロジェクトのPO（Plan of Operations）案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）を検討する。

3) ボスニア国側関係機関への担当分野に係る質問票（案）・説明資料（英文）を作成する。

4) 担当分野に係る対処方針（案）（和文）の検討、及び詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成を検討する。

5) 対処方針会議等の事前打合せへ参加し、議事録の作成に協力する。

### (2) 現地派遣期間（2020年1月下旬～2月上旬）

1) 調査開始時に、本プロジェクトの主なC/Pと想定するサラエボ県交通省及びサラエボ県公

公共交通公社（GRAS）及び関係機関担当者に対し、調査内容・方針について説明する。

サラエボ県における担当分野に係る以下の調査・分析を行う。その際、先行する基礎情報収集調査の結果、及び（１）の検討結果を踏まえ、関連の最新情報を確認・把握しつつ、効率的に調査を実施すること。

- (ア) サラエボ県における都市開発方針及び今後の開発の見通し、既存ベースラインデータの妥当性
  - (イ) サラエボ県の都市交通はじめ公共交通の現状と課題
  - (ウ) 公共交通の運営に係る法制度・既存計画及び関係機関（サラエボ県交通省、GRAS、Centrotrans、ZPRS）、市自治体等）組織体制の把握、課題分析
  - (エ) 公共交通の運営及び政策・計画の策定・実施に係る各関係機関の役割と関係、及びプロセス（必要資料、関係機関との調整、承認手続きに要する期間等）の把握、課題分析
  - (オ) 公共交通の運営及び政策・計画の検討にあたって必要となる交通データ、及びその把握に必要な調査（案）の検討
  - (カ) 公共交通が適切に運営されるために必要な関係機関の能力強化の内容、方法の検討
  - (キ) 公共交通政策・計画等が適切に策定・更新されるために必要な関係機関の能力強化の内容、方法の検討
  - (ク) 都市開発・交通分野における他ドナーによる協力内容の把握及びJICAによる協力との役割分担の整理、連携可能性の検討
- 2) 1) の調査と並行して、担当分野に係るローカルコンサルタントに関する情報を収集して取りまとめる（技術力、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績等）。
- 3) 上記 1) ～ 2) までの調査結果を踏まえ、公共交通戦略の策定に係る協力を行う本格調査の内容、本格調査実施に向けた留意点を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
- (ア) 本格調査において、JICAの関与が期待される課題、課題に対するアプローチ、留意点、必要な協力（案）（規模、期間、費用等）
  - (イ) (ア) を踏まえた本格調査における実施機関・関係機関に対する能力開発の方針
  - (ウ) 都市開発・交通分野における他ドナーによる協力との役割分担、連携可能性
- 4) 各種協議に参加し、M/M（案）、R/D（案）の作成、修正に協力する。
- 5) プロジェクトのPO案（和文・英文）の作成・修正に協力する。
- 6) 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。
- 7) 担当分野に係る現地調査の結果をJICA社会基盤・平和構築部へ報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2020年2月中旬）
- 1) 担当分野に係る現地で収集した資料、情報を整理し、本格調査への活用について検討を行う。また、新たに必要とされる情報を整理し、入手方法についてまとめる。
  - 2) 担当分野に係る開発計画調査型技術協力本体業務内容に関するJICAへの提言（実施手法、体制、規模、留意点等）を行う。
  - 3) 事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
  - 4) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。また、他団員が作成する分を合わせた詳細計画策定調査報告書（案）全体の取りまとめに協力する。
  - 5) 帰国報告会、国内打合せに参加、担当分野に係る調査結果を報告し、議事録の作成に協力する。

## 8. 報告書等

本契約における報告書は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

※電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、東京(羽田/成田)⇒ドーハ⇒サラエボ往復を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2020年1月28日～2月8日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者から数日程度後乗りで現地調査を行います。すなわち、JICAの調査団員が合流するまでは本業務従事者が単独で現地調査を行うこととなります。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括／公共交通計画(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 公共交通政策(コンサルタント・本公示分)

#### ③便宜供与内容

JICAバルカン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 調査補助兼通訳備上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA調査団員到着前の関係機関へのアレンジについてはコンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

あり

### (2) 参考資料

1) 本件に係る資料の閲覧を希望される場合、社会基盤・平和構築部・都市・地域開発グループ(メール：[Machida.Dai@jica.go.jp](mailto:Machida.Dai@jica.go.jp))(Tel: 03-5226-6949)にお問い合わせください。先行する基礎情報収集調査は現在実施中であるため、当該報告書は本業務受注後の配布となりますが、事前に関連の参考資料を配布させていただく予定です。

2) 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

(ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

(イ) 提供依頼メール:

・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄すること

に同意します。」

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) 安全管理  
現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- 3) 不正腐敗の防止  
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。
- 4) 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上